

八幡市市民協働活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市民が主体となって地域の課題を解決する仕組みづくりの推進を目的として、地域住民と多様な主体との協働による事業を実施する団体に対して補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

**第2条** 補助金の交付の対象となる団体は、市内の団体のうち次に掲げるものであって、京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱（平成19年京都府告示第366号）に規定する交付金（以下「府交付金」という。）の交付決定を受けたものとする。

- (1) 自治会、町内会等の自治組織
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人
- (3) その他市長が適当と認める団体

(対象事業)

**第3条** 補助金の対象となる事業は、府交付金の交付決定を受けた事業であって、市内で実施されるものとする。ただし、本市からこの要綱による補助金以外の補助金の交付を受けている事業については、補助金の対象としない。

(補助対象経費)

**第4条** 補助対象経費は、府交付金の交付対象経費から府交付金及び公益財団法人京都府市町村振興協会から交付された交付金（以下「協会交付金」という。）の額を減じた額とする。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、府交付金及び協会交付金の額、団体の収支の状況等を勘案し、市長が決定する額とする。ただし、50万円を限度とする。

2 補助金の額の計算において、当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする団体は、府交付金の交付決定を受けた日から30日以内に市長に申請しなければならない。

(交付決定等)

**第7条** 前条及び次条に基づき定めるもののほか、補助金の交付の決定、請求等については、八幡市補助金等交付規則（昭和50年八幡市規則第25号）の例による。

（その他）

**第8条** この要綱に定めるもののほか、様式その他補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成27年7月31日から施行し、同日以後に府交付金の交付決定を受けたものから適用する。

**附 則**

この要綱は、令和元年7月25日から施行し、同日以後に府交付金の交付決定を受けたものから適用する。